

社会福祉法人愛生会 役員及び評議員の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛生会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の理事とは、理事のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- (5) 費用とは、業務遂行に伴い発生する交通費及び諸経費並びに出張旅費等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 評議員の報酬は、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表1に基づき支給する。

2 常勤の理事の報酬は、別表2に基づき支給し、各常勤の理事の具体的な報酬金額については理事会が決定する。また、職員としての立場を有する常勤の理事への報酬については、別表2を適用せず、代わりに別表3に基づいて支給をする。

3 非常勤の理事の報酬は別表4に基づき支給する。

4 理事の報酬総額は、年間2,500万円を超えない範囲で支給することができる。また、職員としての立場を有する理事がいる場合には、その理事に対し職員給与として支給する金額を、この報酬総額に含めるものとする。

5 監事の報酬は、別表5に基づき支給する。

6 監事の報酬総額は、年間30万円を超えない範囲で支給することができる。

(報酬の支払方法)

第4条 別表2の①及び②、別表3の①及び②の報酬については、毎月25日（当日が金融機関の休日の場合はその前日）に本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込みをする方法により支給する。

- 2 前項以外の報酬については、その都度現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用の弁償)

第5条 役員及び評議員が、法人業務を遂行した時に支出した交通費及び通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その使途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

- 2 費用の弁償は、その都度現金をもって本人に支払う。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務を遂行するため出張する場合には、別表6により旅費等を支給することができる。ただし、職員としての立場を有する理事が出張した時の旅費等は、法人就業規則の「出張及び旅費規程」を準用する。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給することができる。
- 4 旅費は実情を考慮して、増額することができる。
- 5 旅費等は、現金をもって本人に支払う。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 6 旅費等は原則として、出張終了後に支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行わなければならない。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

附則

この規程は、平成29年6月19日より施行する。

別表1（評議員の報酬）

項 目	報酬額
①評議員会への出席による報酬	1回 5,000円
②評議員会以外で、評議員として法人業務を遂行するための勤務による報酬	日額 10,000円

別表2（常勤の理事の報酬）

項 目	報酬額
①理事長の職に就き、理事長の職務を遂行する理事への報酬	月額上限 1,000,000円
②業務執行理事の職に就き、業務執行理事の職務を遂行する理事への報酬	月額上限 650,000円
③理事会への出席による報酬	1回 5,000円

別表3（職員としての立場を有する常勤の理事の報酬）

項 目	報酬額
①理事長の職に就き、理事長の職務を遂行する理事への報酬	月額 40,000円
②業務執行理事の職に就き、業務執行理事の職務を遂行する理事への報酬	月額 20,000円
③理事会への出席による報酬	1回 5,000円
④理事会以外で、理事として法人業務を遂行するための勤務による報酬（ただし、理事長及び業務執行理事には支給しない）	日額 5,000円

別表4（非常勤理事の報酬）

項 目	報酬額
①理事会への出席による報酬	1回 5,000円
②理事会以外で、理事として法人業務を遂行するための勤務による報酬	日額 10,000円

別表5（監事の報酬）

項 目	報酬額
①理事会への出席による報酬	1回 5,000円
②理事会以外で、監事として法人業務を遂行するための勤務による報酬（監事監査による勤務を含む）	日額 10,000円

別表6（役員及び評議員の旅費等（職員としての立場を有する者を除く））

項 目	金 額
旅 費	実 費
宿泊費	実 費 (ただし、1泊あたりの上限は15,000円とする)
その他	実 費